

鳥取港賀露地区ポートパーク駐車場の利用について

- 駐車スペースに限りがありますので、車をとめられる方はお互いに譲り合って利用してください。なお、係留ボートを利用される方以外の駐車は禁止しています。
- 港内には他にも駐車場がありますので（右図参照）、このポートパーク駐車場を特定の方が複数区画占有しないでください。
- 大型車両は、千代緑地駐車場を利用してください。
- 遊漁船については、対岸5号岸壁の乗降利用と車両の駐車も認めています。期間を限定した取扱いですので、下記連絡先に運用状況を確認の上、必要な手続きを取った上で利用してください。
- 水上バイクの上下架は、係留船の入出港など港湾利用者の支障となり、危険ですので禁止します（鳥取港内すべての岸壁、物揚場においても同じ。千代地区ポートパークにおいて許可を受けた場合を除く）。



連絡先：鳥取県鳥取港湾事務所 0857-28-2432